

第4章 農場を守る対策（まん延防止と緊急対策）

1 発生初期の緊急対策

平成30年9月に、本県で豚熱が発生した後、速やかに県の検査体制を強化するとともに、各農場の飼養衛生管理の強化等を進めた。

(1) 検査体制の強化

① 報告徴求

家畜伝染病予防法第52条に基づき、毎日9時と16時時点での、飼養状況を各農場から管轄の家畜保健衛生所に報告することをルール化した。死亡豚の頭数をはじめ、食欲や活力の有無、出荷頭数や導入頭数等、ウイルスの感染の兆候がわかる様々な項目を報告対象とし、リアルタイムに状況を把握・分析した。

この1日2回の報告に加えて、これまでどおり異常を確認したらすぐに家畜保健衛生所に報告する体制も維持した。

令和元年10月の豚熱ワクチン接種開始に伴い、報告を1日1回とした。

(3) 平成31年2月26日 岐阜県公報 号外(1)

別記様式
家畜伝染病予防法第52条に基づく報告徴求命令に対する報告書

報告日時： 年 月 日 時 分

家畜保健衛生所長 宛て

報告者住所
氏名
連絡先 電話
FAX
電子メール
農場所在地

(年 月 日 時時点) 飼養頭数 頭

項目	内容	備考
死亡頭数	頭	死亡個体の日齢： 死亡個体の豚舎内所在場所：
(うち死産頭数)	頭	流産： あり ・ なし
出産頭数	頭	
導入頭数	頭	導入元： 健康状態：
出荷頭数	頭	出荷先： 健康状態：
項目	内容	
飼養家畜の状態		

※飼養家畜の状態の内容欄には、健康状態を記載すること。

<報告様式 H31.2 版>

② 出荷豚のPCR検査、飼養豚のモニタリング検査

1例目発生後から6例目発生までは、感染拡大や食肉処理施設の汚染等を回避するため、出荷豚全頭のPCR検査を実施し、陰性が確認されたもののみを出荷する体制をとった。

PCR検査にあたり、と畜場へ出荷する2～3日前に、概ね2名の農場専属の獣医師が出荷豚の採血を行う必要があったため、県職員の獣医師（農政部及び健康福祉部）や、県職員OB獣医師、県獣医師会等、多数の応援により検査を実施した。

また、発生農場との交差汚染を防ぐため、県農業技術センターの検査室を活用し、農政課職員等の応援を加え、連日2名の検査員が本検査専属として対応した。

平成31年1月には、採血のための農場内への立ち入りが、ウイルスを持ち込むリスクを高めるとの指摘もあったことから、飼養者による検温及び報告に見直し、飼養豚のワクチン接種が行われる令和元年10月まで継続実施した。

また、と畜場出荷豚の全頭検査とは別に、飼養豚の感染の有無を確認するモニタリング検査については、発生ごとに農林水産省消費・安全局動物衛生課と検査方法を協議の上、実施した。

③ 農場における飼養衛生管理基準の遵守指導の強化

養豚場で感染した原因が明確にならない中、衛生管理区域の設定や、従業員等がウイルスを持ち込まないように着替えをルール化する等、遵守事項をヒアリングし、改善指導した。

すぐに取り組めるもの、資金が必要となるもの等、農場ごとにレベルが異なるため、農場ごとのきめ細かな対応が求められた。

(2) 監視対象農場衛生監視プログラムの策定

他の農場における異常の早期発見と豚熱のまん延防止のため、「岐阜県監視対象農場衛生監視プログラム」を平成30年9月に策定し、豚熱が発生した農場と交差の可能性がある農場の監視を強化した。

＜「岐阜県監視対象農場衛生監視プログラム」による安全確認体制＞

- ①農場ごとに専属の家畜防疫員を配置
- ②週1回以上立入り検査（臨床検査、検温）を実施
- ③毎日2回の報告徴求
- ④豚熱が疑われる死亡豚の剖検を実施
- ⑤出荷予定の豚全頭について、臨床検査及び遺伝子検査を実施

なお、平成30年11月には、県内2例目の発生や野生いのししの感染拡大に伴い、強化されている。

(3) と畜場のバイオセキュリティ要件の策定

と畜場は複数の農家が入り出す場所であり、発生農家の出荷先であったと畜場においては、業務及び出荷の停止を要請していた。

と畜場の業務再開にあたり、食肉の衛生監視の強化と交差汚染防止のため、「と畜再開バイオセキュリティ要件」を平成30年9月に策定した。

また、と畜場法に基づく生体検査を2名体制に増員した。

＜「と畜再開バイオセキュリティ要件」による安全確認体制＞

- ①と畜場への搬入は、1農場ごと、入替え制で実施
- ②入替えごとに場内の消毒を実施
- ③運転手の長靴消毒を実施 等

(4) 消毒の強化

① 道路消毒の実施

岐阜県、愛知県内の養豚場で豚熱が連続して発生していたことや、野生いのししでの感染増加に歯止めがかかっていないことから、豚熱ウイルスの拡大を防止するため、県道等で消毒を実施した。



<散水車による消毒液散布>

<道路消毒の概要>

方法：散水車で県道等幹線道路の消毒を実施

場所：本巢市から関市にかけて実施

国道418号～県道196号～国道256号～県道81号～県道80号
～県道58号～県道64号

※野生いのししの拡散防護柵を設置した道路

期間：平成31年2月16日（土）から3月末まで
概ね3日に1回実施。

② 自主消毒ポイントの設置

豚熱発生時に設置する消毒ポイントのほかに、平成31年3月25日から、豚熱のまん延防止及び家畜伝染病発生予防のため、自主消毒ポイントを設置した。

畜産関係車両の通行に際して、積極的に自主消毒ポイントを利用するよう啓発した。



<消毒ポイント>

<自主消毒ポイント設置箇所>

場所	対象・方法	対応時間
山県市役所	畜産関係車両・噴霧	8:30～17:15
郡上総合庁舎	畜産関係車両・噴霧	8:30～17:15
可茂総合庁舎	畜産関係車両・噴霧	8:30～17:15
東濃西部総合庁舎	畜産関係車両・噴霧	8:30～17:15
下呂総合庁舎	畜産関係車両・噴霧	24時間

(5) 飼養衛生管理強化に資する資材配付等の支援

① 電気柵の貸与、ワイヤーメッシュ柵設置経費の補助等

平成30年9月14日、野生いのししへの豚熱感染が判明したことを受け、その被害拡大を防止するため、県内の養豚場及びイノシシ飼養農場等において、緊急対策として侵入防止柵を整備することとした。

一定の工事が必要になるものについては、設置費を補助することとし、各養豚場の立地や規模等に合わせた対応を進めた。

<事業概要>

対 象：県内全ての養豚場及びイノシシ飼養農場等

内 容：畜舎の周囲に設置する「電気柵」を県から貸与

※県から岐阜県養豚協会を通じて各農場等に貸与

設 置：平成30年9月21日～

電気柵の設置等は、各農林事務所が中心となり支援。

県事業費：7,000千円



<電気柵の設置>



<電気柵・ワイヤーメッシュの設置>

② 防疫資材（消石灰、防護服等）の配付・貸与

野生いのししのウイルス感染が確認され、野外での汚染拡大が明らかになる中、各農場においては厳格に飼養衛生管理を強化する必要があることから、農場において飼養衛生管理基準が遵守されていない点を家畜防疫員が確認し、さらに消耗品資材の配置により速やかに改善できると判断した場合には、県で資材を一括手配し、各農場に配付した。

さらに農場へのウイルス侵入を防止するための、飼養衛生管理区域外（農場周囲）の定期的な消毒を推奨し、この消毒を実施する動力噴霧器を農場に無償貸与した。



<配付した資材>



<消石灰散布>



<貸与した動力噴霧器>

(6) 飼養衛生管理基準の徹底、周知

令和元年8月に豚熱対策の先進地である欧州に視察に行った結果を参考に、飼養衛生管理基準を分かりやすく周知するため、ポスター等を作成し、配布した。



<飼養衛生管理基準周知のためのポスター>

2 早期出荷への取組み

平成31年4月、感染いのししが確認された場所から10km圏内に所在する農場を対象に早期出荷を実施することで、一時的に農場の空舎期間を確保し、衛生管理の向上を図る取組みについて、国から提案がなされた。

(1) 早期出荷対策事業の概要

- ・事業名：CSF衛生管理再生緊急支援事業
- ・補助事業者：（独法）農畜産業振興機構（ALIC）、県
- ・実施主体：（一社）岐阜県畜産協会
- ・取組主体：岐阜県早期出荷等推進協議会

<早期出荷関連事業>

事業メニュー	ALIC	県	農家
① 早期出荷等クリアリング支援事業 養豚施設に空舎期間を確保するため、早期出荷又は淘汰を行った場合に早期出荷促進費を交付	1/2	1/2	—
② 飼養衛生管理強化支援事業 早期出荷等による空舎期間中に行う飼養衛生管理を強化するための施設整備を支援 ※豚熱発生農場も対象	1/2	1/4	1/4
③ 経営再開支援事業 メニュー①の事業により空舎期間を設けた養豚農家に空舎期間中の固定費に充てるための経営再開支援金を交付	1/2	—	1/2
④ ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業 対象地域において通常の衛生管理以上の取組みに必要となる消毒薬等衛生資材の掛増し分の導入・備蓄を支援 ※出荷先と畜場も対象	10/10	—	—
⑤ 繁殖雌豚再導入支援事業 メニュー①の事業により繁殖雌豚の出荷又は淘汰に取り組んだ養豚農家が経営再開のため必要な繁殖雌豚の導入を支援	1/2	—	1/2

(2) 事業実績

① 早期出荷等クリアリング支援事業

<早期出荷・淘汰頭数等>

実施農場数	出荷・淘汰時期	出荷頭数	淘汰頭数	計
3	令和元年8～9月	705頭	584頭	1,289頭

② 飼養衛生管理強化支援事業

1 農場実施（シャワー室、豚舎間通路等を整備）

③ 経営再開支援事業

2 農場実施（肥育豚の導入1,180頭分を対象）

④ ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業

2 農場及び3と畜場（衛生資材の購入・備蓄）

⑤ 繁殖雌豚再導入支援事業

実施農場なし

(3) その他

豚熱ワクチン接種推奨地域については、国によるワクチン接種プログラムの確認日（令和元年10月21日）以降、新たな農場の参加は認められないこととなり、本県においては、令和元年度事業限りの実施で終了した。

3 強い畜産構造改革支援事業（県単独補助事業）

各農場が飼養衛生管理を強化するための設備、資機材の導入及び施設の改築・改修を支援する補助制度を、令和元年4月に創設し、8月には拡充を行った。

（1）家畜伝染病対策支援型（ハード事業）

① 事業内容

衛生防疫対策強化に必要な施設整備及び機械導入に対する支援（ハード事業）

② 補助率

1／2以内

<令和元年度実績（強い畜産構造改革支援事業（家畜伝染病対策支援型））>

- ・農家戸数：20戸
- ・支援内容：車両消毒ゲート、シャワー室、防護柵、動力噴霧器他
- ・事業費342,985千円（うち補助金147,177千円）

